

第5号議案

立命館守山中学校・高等学校PTA会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、立命館守山中学校・高等学校PTAと称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を立命館守山中学校・高等学校（以下「本校」という。）内におく。

(目 的)

第3条 本会は、本校生徒の健全な成長をはかるため、保護者と学校の連絡を密にし、学校および家庭教育に関する理解を深め、併せて会員相互の教養を高めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒の学力と徳性ならびに福祉増進および心身の健全なる発達をはかること。
- (2) 教育環境の整備充実に関すること。
- (3) 生徒会活動の助成に関すること。
- (4) 教師の任務の重要性を認めて、その研究・修養を援助すること。
- (5) 学校内外における生徒指導安全教育等に関すること。
- (6) 会員相互の教養を高め親睦をはかること。
- (7) 本会の広報に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は、本校生徒の保護者またはこれに代わる者（後見人）ならびに本校教職員とする。

(役 員)

第6条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 2 名
- (4) 庶 務 若干名
- (5) 書 記 若干名
- (6) 会計監査 2 名
- (7) 学級委員 若干名（各クラス）

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 会 計 本会の会計事務を司る。
- (4) 庶 務 本会の庶務を司る。
- (5) 書 記 本会の会議の議事を記す。
- (6) 会計監査 本会の会計監査を行う。
- (7) 学級委員 学年委員会および専門委員会の事業活動にあたる。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員選出)

第9条 会長、副会長、会計、庶務、書記および会計監査の選出は、役員候補選出委員会において選出された役員候補者について、会員の信任投票により有効投票の過半数をもって選出する。

2 学級委員の選出は、各学級から若干名を選出し、会長が委嘱する。

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総 会
- (2) 本部役員会
- (3) 常任委員会
- (4) 学年委員会
- (5) 専門委員会
- (6) 役員候補選出委員会

(総 会)

第11条 総会は本会の最高議決機関で、全会員をもって構成する。

2 総会は会長が招集し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、委任状を含め会員の過半数をもって成立する。

4 議決は、委任状を含め会員の過半数の賛成を要する。なお、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

5 総会は次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 事業および予算、決算に関する事。
- (3) その他重要な事項。

(本部役員会)

第12条 本部役員会は、会長、副会長、会計、庶務および書記（以下「本部役員」という。）をもって構成する。

2 本部役員会は会長が必要と認めたとき招集し、開催する。

- 3 本部役員会は次の事項を審議・決定し、会長が議長になる。
 - (1) 常任委員会に提出する議案に関すること。
 - (2) P T A活動の執行に関すること。
 - (3) その他重要な事項。

(常任委員会)

- 第13条 常任委員会は、本部役員、学年委員長および副委員長、専門委員長および副委員長をもって構成する。
- 2 常任委員会は会長が必要と認めたとき招集し、開催する。
 - 3 常任委員会は次の事項を審議・決定し、議長は会長が指名する。
 - (1) 総会に提出する議案に関すること。
 - (2) P T A活動の執行に関すること。
 - (3) その他重要な事項。

(学年委員会)

- 第14条 学年委員会は各学年の学級委員をもって構成し、委員の互選により委員長および副委員長をおく。なお、各学年委員会の人数は、別に定める。
- 2 学年委員会は、学級と連携をはかりながら、学年に係る事業活動を行う。
 - 3 学年委員会は委員長が招集し、開催する。

(専門委員会)

- 第15条 本会の事業を円滑に行うため、次の専門委員会をおき、各学年の学級委員をもって構成し、委員の互選により委員長および副委員長をおく。なお、各専門委員会の人数は、別に定める。
- (1) 広報委員会
 - (2) 文化委員会
 - (3) 教養委員会
 - (4) 行事委員会
- 2 専門委員会の委員は、学年委員会の委員を兼務することはできない。ただし、前条第2項に定める事業について学年委員から依頼があった場合は、当該学年の事業を支援する。
 - 3 専門委員会は委員長が招集し、開催する。

(広報委員会)

- 第16条 広報委員会は、学校と連携をはかりながら、広報活動を行う。

(文化委員会)

- 第17条 文化委員会は、会員相互の文化活動、および校外における生徒指導、安全教育などの活動を行う。

(教養委員会)

- 第18条 教養委員会は、会員相互の教養を高め、親睦をはかる活動を行う。

(行事委員会)

第19条 行事委員会は、学校と連携をはかりながら、学校行事の支援活動を行う。

(役員候補選出委員会)

第20条 役員候補選出委員会は、本部役員および学年委員長をもって構成する。

2 役員候補選出委員会は、次年度の本部役員および会計監査の役員候補を選出する。

3 役員候補選出委員会は会長が招集し、開催する。

4 役員候補選考の方法は、別に定める。

第 3 章 経 理

(経 費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第22条 本会の会費は、1名につき、年額5,000円とする。

(会費の減免)

第23条 家庭の事情によっては、常任委員会の審議によって、会費の全額を免除または減額することができる。

2 学年の途中において、生徒が転入学、休学、復学、退学、または転学したときの会費は月割り計算とし、その事実が生じた月の会費は納入しなければならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

本会則は、昭和57年5月14日から実施する。

本会則は、平成2年4月2日から適用する。

本会則は、平成7年6月2日から適用する。

本会則は、平成9年4月1日から適用する。

本会則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年5月14日より適用する。

(設置者移管にともなう規定改正)

本会則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年5月12日より適用する。

本会則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年5月24日より適用する。

本会則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年5月23日より適用する。

本会則は、平成23年4月1日から施行する。

本会則は、平成24年5月26日から施行する。

本会則は、平成25年5月25日から施行する。

本会則は、平成26年4月1日から施行する。

本会則は、平成29年4月1日から施行する。

役員候補選出規程

第1条 立命館守山中学校・高等学校PTA会則第20条第4項の規定により、円滑に役員を選出することを目的として本規程を定める。

第2条 役員候補選出委員会（以下「委員会」という。）に委員の互選により委員長をおく。

第3条 委員会は、次年度の本部役員および会計監査（以下「役員」という。）の選出にあたり、会員に役員の立候補について告知を行う。

第4条 委員会は、役員の立候補がある場合、立候補者を選考し、役員候補者を選出する。
なお、選考の方法は、委員会において決定する。

第5条 委員会は、役員の立候補がない場合、役員候補者を選出する。

立命館守山中学校高等学校PTA慶弔(弔慰)規程

○この立命館守山中学校高等学校PTA慶弔(弔慰)規程は、会員相互の親睦を図ることを目的とした会則に則るものとする。

○会員中に弔慰該当事項があったときは、次の各項に掲げる基準により弔慰を表すものとする。

1. 会員(保護者)の死亡	弔慰金 楮(供花) 弔電	10,000円(PTA名) 一対(一基)(PTA名) 一通(PTA会長名)
2. 生徒の死亡	弔慰金 楮(供花) 弔電	10,000円(PTA名) 一対(一基)(PTA名) 一通(PTA会長名)
3. 会員(教職員)の死亡	楮(供花) 弔電	一対(一基)(PTA名) 一通(PTA会長名)

○前の各項に該当しない弔(慶)事については、本部役員会において、社会通念上、必要と認められた場合は、適当な金額を持って弔(慶)の意を表すものとする。

○支出については、PTA会計の慶弔費をもってこれにあてる。

○慶弔金に対する返礼は受けないものとする。

※この規程は、2019年5月25日より有効とする。